

# 第11期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結注記表

個別注記表

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

株式会社リビングプラットフォーム

上記事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社のウェブサイト (<https://www.living-platform.com/>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	10社
連結子会社の名称	株式会社シルバーハイツ札幌 株式会社リビングプラットフォーム東北 株式会社アルプスの杜 株式会社ナーサリープラットフォーム 株式会社OSプラットフォーム 株式会社リビングプラットフォームケア 株式会社チャレンジプラットフォーム 株式会社BSプラットフォーム ブルー・ケア株式会社 有限会社ID・アーマン

なお、当連結会計年度において、株式会社BSプラットフォームの設立、株式取得によりブルー・ケア株式会社及び有限会社ID・アーマンを子会社化したことにより、新たに連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はございません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② 棚卸資産

商品及び製品

移動平均法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

総平均法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～34年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

① 創立費、開業費、その他

5年間にわたり均等償却

② 株式交付費

3年間にわたり均等償却

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、20年以内の合理的な期間で定額法により償却しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社グループの主力事業である介護事業では、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護(グ

ループホーム)及び高齢者向け住宅を中心とした各種介護サービスを提供しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しておりません。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点としては、従来入居者より預かった入居一時金の一部を入居時に一括して収益として認識しておりましたが、入居者の想定入居期間に応じて収益を認識する方法に変更いたしました。なお、一括して収益認識していた金額以外については、従来どおり想定入居期間に応じて収益を認識する方法に変更はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は28,943千円増加、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ28,943千円増加しております。また、当期期首残高については、前受金が28,689千円、長期前受金が74,637千円増加し、利益剰余金が103,326千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

ブルー・ケア株式会社株式の新規取得に伴う連結上ののれんの償却期間及び期末評価の妥当性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

983百万円

(うち、連結子会社であるブルー・ケア株式会社に対するのれん812百万円)

(2) その他の情報

当社は、当連結会計年度末において事業計画を基に算出された将来キャッシュ・フローの見積もりに基づき減損不要と判断しました。

① 算出方法

のれんは、投資価額とそれに対応する時価純資産の差額であり、事業計画を基に算出された13年間で償却を行っております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

償却期間及び当連結会計年度末における減損判定に用いた事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者により承認された3ヵ年事業計画及び事業計画が策定されている期間を超えている期間については各施設に対する経営方針や事業環境を踏まえた成長要因等を考慮した将来キャッシュフローの見積もりであります。この将来キャッシュフローの見積もりは、収益面については入居者人数及び入居者一人当たりの売上予測、費用面については各施設の入居予測に沿った施設規模に見合った運営費(人件費、家賃等)を経営方針及び過去の趨勢に基づいて勘案した費用予測を基礎に算出しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば、将来キャッシュ・フローの見積りと実績値に乖離が生じ、のれんに係る減損損失の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響について、先行きの不透明性は継続するものの、新型コロナウイルス感染症拡大阻止のための取組や、入居者、職員のワクチン接種をほぼ完了し、稼働率の上昇、定常化を見込んでおります。

### 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保資産

設備資金借入金2,722百万円（長期借入金2,566百万円、一年以内返済予定の長期借入金156百万円）の担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物 1,290百万円

土地 1,319百万円

計 2,609百万円

#### 2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 1,163百万円

### 連結損益計算書に関する注記

特別利益に計上しております現金受贈益10百万円は、退去した元入居者より遺贈された寄付金であります。

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,489,500株

#### 2. 当連結会計年度中に行なった剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

該当事項はございません。

##### (2) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額

該当事項はございません。

#### 3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 99,000株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に介護事業、障がい者支援事業、保育事業を行うための事業計画に照らし、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業所の責任者が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額88,837千円）は、下表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しいものは省略しております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	29,355	29,677	321
(2) 短期借入金	287,503	287,503	—
(3) 長期借入金	5,876,943	5,720,191	△156,752
(4) リース債務	672,053	683,621	11,567

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 資 産

#### 長期貸付金

これらの時価については、その貸付金から発生する将来の見積キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 負 債

#### 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 長期借入金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金及びリース債務には1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のリース債務が含まれております。



## 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はございません。

## 収益認識に関する注記

(1) 主要な顧客との契約から生じる収益を事業領域別に分解した情報

当連結会計年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）

(単位：千円)

事業領域	報告セグメント	合計
	ライフケア事業	
介護事業	9,760,501	9,760,501
障がい者支援事業	574,041	574,041
保育事業	1,219,307	1,219,307
その他	71,536	71,536
顧客との契約から生じる収益	11,625,387	11,625,387
その他の収益	—	—

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形及び売掛金	1,311,443
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形及び売掛金	1,555,534
契約負債(期首残高)	
前受金及び長期前受金	671,995
契約負債(期末残高)	
前受金及び長期前受金	669,728

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は229,842千円であります。また、契約負債の増減は、主として前受金及び長期前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

② 残存履行義務に分配した取引価格

当連結会計年度末時点における未履行の履行義務残高は下記のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
当連結会計年度	292,598	377,129	669,728

### 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 302円83銭

1株当たり当期純利益 90円93銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 90円13銭

(注) 当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

### 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少及び剰余金処分について)

当社は、2022年5月30日開催の臨時取締役会において、2022年6月28日開催予定の第11期定時株主総会に、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議しました。

#### 1. 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の目的

現在生じている、繰越利益剰余金の欠損を補填して財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の展開を可能とすることにより、企業価値の向上を図ることを目的としております。

具体的には会社法第448条第1項の規定に基づき、以下のとおり、資本準備金の額を減少し、資本準備金をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損を補填いたします。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数は変更いたしませんので、株主の皆さまの所有株式数や1株当たり純資産額に与える影響はございません。

#### 2. 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の要領

##### (1) 資本準備金の減少

資本準備金の額909,007,085円のうち、393,253,476円を減少して515,753,609円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

##### (2) 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記資本準備金の額の減少と、その他資本剰余金の増加の効力発生を条件として、以下のとおりその他資本剰余金を減少させて繰越利益剰余金に振り替えます。

・減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 393,253,476円

- ・増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 393,253,476円

### 3. 日程

- (1) 取締役会決議日 2022年5月30日（月）
- (2) 株主総会決議日 2022年6月28日（火）
- (3) 効力発生日 2022年6月28日（火）（予定）

#### （新株予約権の発行①）

当社は、2022年5月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対して、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

##### (1) 新株予約権の発行の目的

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストック・オプションとして、新株予約権を割り当てるものであります。

##### (2) 新株予約権の名称

株式会社リビンングプラットフォーム第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

##### (3) 新株予約権の数

35,000個

##### (4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

##### (5) 新株予約権の内容

###### ① 新株予約権の目的となる株式の数

当社普通株式を目的とし、本新株予約権1個につき目的となる普通株式の数は1株とする。なお、本新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株主割当ての方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換、株式移転又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

###### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、金1,980円（以下「行使価額」という。）に上記①に定める本新株予約権1個につき目的となる普通株式の数を乗じた金額とし、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権割当契約の締結時点における株式1株あたりの価額に相当する金額以上であり、かつ金1,980円以上であることを要する。なお、本新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株主割当ての方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換、株式移転又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、行使価格の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議の日から2年経過した日より当該割当決議の日から10年間（2024年5月13日から2034年5月12日まで）とする。なお、日付の記載が租税特別措置法第29条の2の適用を受けるための要件を満たしていない場合には、租税特別措置法第29条の2の適用を受けるための要件を満たす日付に新株予約権を行使することができる期間を修正するものとする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額）を資本金に計上し、その余を資本準備金に計上する。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の全部又は一部につき、第三者に対して譲渡、質入れ及び一切の処分をすることができない。

⑥ 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合

イ 当社または子会社（その発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資の総数若しくは総額の100分の50を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係にある法人をいう。以下同様とする。）の取締役または従業員でなくなった場合

⑦ 新株予約権の行使の条件

ア 権利行使時において、当社または子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合、または当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

イ 本新株予約権者が死亡した場合には、本新株予約権の相続は認められない。

ウ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（但し、法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額とする。）を上回らない範囲であること。

エ 本新株予約権の行使による株式の交付は、当該交付のために付与決議がされた会社法第238条第1項に定める事項に反しないで行われるものとする。

オ 本新株予約権の行使により取得する株式につき、金融商品取引業者又は金融機関（租税特別措置法施行令第19条の3第6項で定めるものに限る。）との間であらかじめ締結される、本新株予約権の行使により交付される当社の株式の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録、保管の委託又は管理、及び処分に係る信託（以下「管理等信託」という。）に関する

る取り決め（租税特別措置法施行令第19条の3第7項で定める要件を満たすものに限る。）に従い、租税特別措置法施行令第19条の3第8項で定めるところにより、当該取得後ただちに、当社を通じて、金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は営業所若しくは事務所に保管の委託又は管理等信託がされることを要する。

カ 本新株予約権の行使をする際、行使をする者、（ア）に掲げる事項を誓約し、かつ、（イ）に掲げる事項を記載した書面を提出することを要する。

（ア） 権利者が、本新株予約権に係る付与決議の日において大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しないこと。

（イ） 以下に掲げる事項

- ・ 本新株予約権の行使の日の属する年における当該権利者の他の新株予約権の行使の有無
  - ・ 他の行使があった場合には、当該行使に係る権利行使価額及びその行使年月日
  - ・ 当該書面を提出する者の氏名、住所及び個人番号
  - ・ その行使をする本新株予約権に係る付与決議があった年月日
  - ・ その行使をする本新株予約権に係る新株予約権割当契約において定められている事項のうち、本新株予約権に係る株式の種類、数及び一株当たりの権利行使価額
  - ・ 新株予約権の行使により振替又は交付を受けようとする株式の数
  - ・ 提出者が本新株予約権の行使の日の属する年において既に本新株予約権の行使をしたことがある場合には、その既にした本新株予約権の行使に係る株式の数及び権利行使価額並びにその行使年月日
  - ・ 提出者が本新株予約権の行使の日の属する年において既に他の新株予約権の行使をしたことがある場合には、当該他の新株予約権に係る付与決議のあった株式会社の名称及び本店の所在地並びにその既にした当該他の新株予約権の行使に係る権利行使価額及びその行使年月日
- ・ その他参考となるべき事項

#### ⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

ア 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により新設する株式会社

イ 吸収合併

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

ウ 株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

エ 株式移転

## 株式移転により設立する株式会社

### ⑨ 新株予約権を行使した場合に1株に満たない端数が生じた場合の処理

本新株予約権を行使した者に対して交付する株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (6) 割当日

2022年5月31日

#### (7) その他の事項

本新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

### (新株予約権の発行②)

当社は、2022年5月30日開催の当社臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役に対して、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、株主総会の承認を求め議案を決議いたしました。

#### (1) 新株予約権の発行の目的

当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

#### (2) 新株予約権の名称

株式会社リビングプラットフォーム第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

#### (3) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に当社の取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の数は、取締役につき11,000個を上限とする。

#### (4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。なお、有利発行には該当しない。

#### (5) 新株予約権の内容

##### ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式を目的とし、本新株予約権1個につき目的となる普通株式の数は1株とする。なお、本新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株主割当ての方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換、株式移転又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

##### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記①に定める本新株予約権1個につき目的となる普通株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新

株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の前日の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）とし、1円未満の端数は切り上げます。なお、本新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、株主割当ての方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換、株式移転又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、行使価格の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。なお、日付の記載が租税特別措置法第29条の2の適用を受けるための要件を満たしていない場合には、租税特別措置法第29条の2の適用を受けるための要件を満たす日付に新株予約権を行使することができる期間を修正するものとする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額）を資本金に計上し、その余を資本準備金に計上する。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の全部又は一部につき、第三者に対して譲渡、質入れ及び一切の処分をすることができない。

⑥ 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

- ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合
- イ 当社または子会社（その発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資の総数若しくは総額の100分の50を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係にある法人をいう。以下同様とする。）の取締役または従業員でなくなった場合

⑦ 新株予約権の行使の条件

- ア 権利行使時において、当社または子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合、または当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- イ 本新株予約権者が死亡した場合には、本新株予約権の相続は認められない。
- ウ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（但し、法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額とする。）を上回らない範囲であること。
- エ 本新株予約権の行使による株式の交付は、当該交付のために付与決議がされた会社法第

238条第1項に定める事項に反しないで行われるものとする。

オ 本新株予約権の行使により取得する株式につき、金融商品取引業者又は金融機関（租税特別措置法施行令第19条の3第6項で定めるものに限る。）との間であらかじめ締結される、本新株予約権の行使により交付される当社の株式の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録、保管の委託又は管理、及び処分に係る信託（以下「管理等信託」という。）に関する取り決め（租税特別措置法施行令第19条の3第7項で定める要件を満たすものに限る。）に従い、租税特別措置法施行令第19条の3第8項で定めるところにより、当該取得後ただちに、当社を通じて、金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は営業所若しくは事務所に保管の委託又は管理等信託がされることを要する。

カ 本新株予約権の行使をする際、行使をする者、（ア）に掲げる事項を誓約し、かつ、（イ）に掲げる事項を記載した書面を提出することを要する。

（ア）権利者が、本新株予約権に係る付与決議の日において大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しないこと。

（イ）以下に掲げる事項

- ・ 本新株予約権の行使の日の属する年における当該権利者の他の新株予約権の行使の有無
- ・ 他の行使があった場合には、当該行使に係る権利行使価額及びその行使年月日
- ・ 当該書面を提出する者の氏名、住所及び個人番号
- ・ その行使をする本新株予約権に係る付与決議があった年月日
- ・ その行使をする本新株予約権に係る新株予約権割当契約において定められている事項のうち、本新株予約権に係る株式の種類、数及び一株当たりの権利行使価額
- ・ 新株予約権の行使により振替又は交付を受けようとする株式の数
- ・ 提出者が本新株予約権の行使の日の属する年において既に本新株予約権の行使をしたことがある場合には、その既にした本新株予約権の行使に係る株式の数及び権利行使価額並びにその行使年月日
- ・ 提出者が本新株予約権の行使の日の属する年において既に他の新株予約権の行使をしたことがある場合には、当該他の新株予約権に係る付与決議のあった株式会社の名称及び本店の所在地並びにその既にした当該他の新株予約権の行使に係る権利行使価額及びその行使年月日
- ・ その他参考となるべき事項

#### ⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

ア 合併（当社が消滅する場合に限る。）



合併後存続する株式会社又は合併により新設する株式会社

イ 吸収合併

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

ウ 株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

エ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑨ 新株予約権を行使した場合に1株に満たない端数が生じた場合の処理

本新株予約権を行使した者に対して交付する株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(6) 割当日

別途取締役会が定める日とする。

(7) その他の事項

本新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

## その他の注記

### 企業結合関係

(取得による企業結合①)

当社は2021年8月31日開催の取締役会決議に基づき、ブルー・ケア株式会社（以下「ブルー・ケア」）の全株式を取得することを決議し、ブルー・ケアの株主であるブルーメロンキャピタル株式会社との間で株式譲渡契約を締結し、2021年10月1日にブルー・ケアの全株式を取得し完全子会社いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：ブルー・ケア株式会社

事業内容：有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置・運営管理、通所介護・訪問介護・訪問看護事業を含む各種介護サービス事業

(2) 企業結合を行った主な理由

今後の当社グループにとって、売上向上やドミナント戦略の強化等、当社グループの成長に大きく期待できるものと判断し株式を取得することを決定いたしました。

(3) 企業結合日

2021年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年10月1日から2022年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

相手方の意向により、非開示といたします。

4. 主要な取得関連の内容及び金額

該当事項はありません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

845百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

13年間にわたる均等償却

(取得による企業結合②)

当社は2021年12月15日開催の取締役会決議において、有限会社ID・アーマン（以下「ID・アーマン」）の全株式取得に関する株式譲渡契約を締結し、完全子会社化することについて決議いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容被取得企業の名称：有限会社ID・アーマン

事業内容：保育事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、連結子会社である株式会社ナーサリープラットフォームにおいて、「共に遊び、共に学ぶ」を保育理念とし、「創造的な思考」「豊かな感性」「感謝の心」を育むことを保育目標として、保育施設を運営しております。当社は、ID・アーマンを完全子会社とし、同社の持つ教育を中心とした特色のある保育プログラムを当社グループの運営施設へ展開、より多くの実践事例を蓄積していくことで、さらなるプログラムの拡充やノウハウ強化等、当社グループの拡大成長に寄与するものと判断し、同社株式を取得することを決定いたしました。

(3) 企業結合日

2022年1月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年1月1日から2022年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

相手方の意向により、非開示といたします。

4. 主要な取得関連の内容及び金額デューデリジェンスに対する報酬・手数料等

3百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

63百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

11年間にわたる均等償却

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
    - その他有価証券
      - 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - 商品、貯蔵品 …………… 総平均法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法
    - ただし、2008年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
  - 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
    - リース資産
      - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
        - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
      - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
        - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。
  - (3) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。
4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - 消費税等の処理方法 …… 税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生会計年度の費用として処理しております。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

## 会計上の見積もりに関する注記

関係会社株式の評価

### 1. 当年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式 1,161百万円

(うち、株式会社シルバーハイツ札幌(以下、シルバーハイツ札幌)の関係会社株式は741百万円)

### 2. その他の情報

#### (1) 算出方法

関係会社株式は取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の財政状態の悪化により実質価格貸借対照表価額に対して著しく下落している関係会社株式について、貸借対照表価額への回復可能性の判定を行い、評価損を認識すべきであると判定された場合には、実質価額まで減額し、評価損を計上する方針であります。

実質価額は関係会社の純資産額を基礎とし、超過収益力を反映させております。超過収益力は、当該株式の取得時の純資産額と実際の取得価額との差額を基礎として計算し、每期超過収益力を反映した実質価額の著しい低下の有無を検討しております。

連結子会社であるシルバーハイツ札幌の関係会社株式については、実質価額の著しい下落が見られるとともに、取得価額までの回復が困難と判断し、関係会社株式評価損692百万円を計上しております。

#### (2) 当事業年度の計算書類に計上した関係会社株式評価損の算出に用いた主要な仮定

上記評価損計上の判定における主要な仮定は、経営者により承認された3ヵ年事業計画の将来キャッシュフローの見積もりであります。事業計画に基づく将来キャッシュフローの見積もりは、収益面については入居者人数及び入居者一人当たりの売上予測、費用面については各施設の入居予測に沿った施設規模に見合った運営費(人件費、家賃等)を経営方針及び過去の趨勢に基づいて勘案した費用予測を基礎に算出しております。

#### (3) 翌年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済環境の変動の結果により不確実性を伴うことから、予測入居者人数が見込みから大幅に乖離し、当該関係会社の当期損益見込額が減少した場合には、関係会社株式評価損の追加計上が発生する可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響について、先行きの不透明性は継続するものの、新型コロナウイルス感染症拡大阻止のための取組の継続や、入居者、職員のワクチン接種をほぼ完了し、稼働率の上昇、定常化を見込んでおります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

設備資金借入金50百万円(長期借入金39百万円、一年以内返済予定の長期借入金11百万円)の担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物 88百万円

土地 155百万円

計 243百万円

### 2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 68百万円

### 3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

売掛金 112百万円

その他流動資産 23百万円

長期貸付金 820百万円

未払金 24百万円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(収入分) 499百万円

営業取引(支出分) 9百万円

営業取引以外の取引(支出分) 3百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,489,500株

### 2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 43,136株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

繰越欠損金 4百万円  
退職給付引当金 11百万円  
賞与引当金 2百万円  
未払事業税 1百万円  
関係会社株式（評価損） 210百万円  
評価性引当額 △210百万円  
その他 0百万円  
繰延税金資産合計 20百万円

### 2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

営業権 △26百万円  
繰延税金負債合計 △26百万円  
繰延税金負債（純額） △6百万円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主）

1. 事業年度末日における取得原価相当額  
該当事項はございません。
2. 事業年度末日における減価償却累計額相当額  
該当事項はございません。
3. 事業年度末日における未経過リース料相当額  
該当事項はございません。
4. その他リース物件に係る重要な事項  
該当事項はございません。



関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱シルバーハイツ札幌	50,000千円	介護事業	所有直接100.00	金銭消費貸借(借入)	運転資金の借り入れ	250,000	長期借入金	-
子会社	㈱シルバーハイツ札幌	50,000千円	介護事業	所有直接100.00	金銭消費貸借(借入)	運転資金の借り入れ	240,000	長期借入金	-
子会社	㈱OSプラットフォーム	1,000千円	給食事業 不動産管理事業	所有直接100.00	金銭消費貸借(貸し渡し)	資金の貸付け	150,000	短期貸付金	-
子会社	㈱OSプラットフォーム	1,000千円	給食事業 不動産管理事業	所有直接100.00	金銭消費貸借(利息)	利息の受取り	3,302	受取利息	-
子会社	㈱OSプラットフォーム	1,000千円	給食事業 不動産管理事業	所有直接100.00	経営に関する業務委託(受託)	業務委託費の受取り	168,000	その他収入	-
子会社	㈱OSプラットフォーム	1,000千円	給食事業 不動産管理事業	所有直接100.00	金銭消費貸借(貸し渡し)	資金の貸付け	100,000	長期貸付金	-
子会社	㈱ナーサリープラットフォーム	58,500千円	保育事業	所有直接100.00	金銭消費貸借(貸し渡し)	資金の貸付け	100,000	長期貸付金	100,000
子会社	㈱リビングプラットフォームケア	10,000千円	介護事業	所有直接100.00	金銭消費貸借(貸し渡し)	資金の貸付け	250,000	長期貸付金	250,000
子会社	㈱リビングプラットフォームケア	10,000千円	介護事業	所有直接100.00	金銭消費貸借(利息)	利息の受取り	6,575	受取利息	-
子会社	㈱リビングプラットフォームケア	10,000千円	介護事業	所有直接100.00	社員出向(出向元)	出向料の受取り	214,800	その他収入	-
子会社	㈱チャレンジプラットフォーム	10,000千円	介護事業	所有直接100.00	金銭消費貸借(貸し渡し)	資金の貸付け	70,000	長期貸付金	120,000
子会社	ブルー・ケア㈱	10,000千円	介護事業	所有直接100.00	金銭消費貸借(貸し渡し)	資金の貸付け	300,000	長期貸付金	300,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針については、取引の合理性すなわち事業上の必然性と取引条件の妥当性等の取引内容について審議し決定しております。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	265円91銭
1 株当たり当期純損失	151円47銭

(注)当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。また、潜在株式調整1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

### 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

### その他の注記

企業結合関係

連結注記表の「その他の注記 企業結合関係」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。